行政のデジタル化・マイナンバー制度における 地方自治体支援等に関する重点提言

人口減少と高齢化が深刻化していく中で生じる変化・課題や大規模災害、感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な行政サービスを提供していくことが求められている中、今後、国、地方自治体及び民間との役割分担の下、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、デジタル社会の実現に向けた重点計画やデジタル田園都市国家構想基本方針等に基づき、国を挙げたデジタル改革が進められることになる。

都市自治体においても、自治体DX推進計画等を踏まえ、行政手続のオンライン化の推進や情報システムの統一・標準化、適切な個人情報保護を図るなど、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、AI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが必要となる。

よって国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、住民に身近な行政を 担う都市自治体の役割は極めて大きいことから、国は、都市自治体の意見を 丁寧に聞き、デジタル社会を見据えた制度設計を行うなど主導的な役割を果 たしつつ、都市自治体の取組を確実に支援すること。
- 2. 行政のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、デジタル人材の育成・確保について必要な支援を行うこと。

また、事業者の都市部偏在による地方から都市部への人材の流出・偏在が 懸念されることから、デジタル人材の確保が難しい地域が取り残されること のないよう、国として、必要な対策を講じること。

3. 行政のデジタル化に関して現在措置されている財政支援のほか、今後、新たに必要となる経費等についても確実に支援すること。

また、令和4年度までの措置となっている地方財政計画の地域デジタル社会推進費については、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受でき

るよう、地域社会のデジタル化の推進に必要な経費を適切に計上したうえで、 事業期間を延長すること。

- 4. 都市自治体におけるセキュリティ対策について、十分な支援を行うこと。
- 5. 基幹業務システムの統一・標準化の推進
- (1) 各都市自治体における住民記録や地方税、福祉などの基幹業務システムについては、令和5年度から令和7年度までを「移行支援期間」と位置づけ、令和7年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととし、国はそのために必要な支援を積極的に行うとしているが、すべての都市自治体が円滑に移行できるよう、的確なスケジュールのもとに、情報提供やきめ細やかなフォローアップを行うこと。

また、自治体ごとにシステムの整備状況や更新時期は様々であることから、人材面や財政面等に不安を抱える都市自治体の意見を丁寧に聴き、実情を十分留意したうえで、必要な支援を行うこと。

- (2)システム移行に係る経費については、国において、十分な費用を負担するとともに、補助対象経費の拡充や補助上限額の見直しを図るなど、都市 自治体の財政負担が発生しないようにすること。
- (3)標準化対象外の業務や都市自治体が独自で実施する施策について、統一・ 標準化が施策継続の弊害とならないよう、地域特性を踏まえた対応を可能 とすること。
- (4) ガバメントクラウドについて、セキュリティ対策や個人情報保護に支障が生じないよう、万全を期すこと。
- (5) ガバメントクラウドの利用料については、先行事例や既にクラウドで運用している自治体の実証分析等を行ったうえで、都市自治体の意見を丁寧に聴きながら協議を進めること。
- 6. デジタル社会の実現に不可欠な基盤である5G・光ファイバ等のデジタルインフラの整備については、全国への速やかな展開が極めて重要であることから、離島や中山間地域など条件不利地域において確実に整備するとともに、都市と地方の格差が生じないよう地方の実情を踏まえ、万全の措置を講じること。

7. マイナンバー制度は、公平・公正な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、行政手続がデジタル化されることにより、国民の利便性向上や行政の効率化が実現し、特に自治体による給付や災害時等の住民支援においては、迅速な対応が可能となることから、国民に正確な情報を提供しながら利用の促進を図ること。

また、マイナンバー制度を円滑に進めるため、制度の安全性や信頼性について、丁寧かつ十分に説明するなど、取得メリットを含め国民への周知徹底等を図ること。

さらに、国においては、健康保険証利用の普及を図り、各種免許証との一体化、スマホへの搭載等の国民の利便性を高める取り組みを着実に推進するとともに、都市自治体の交付体制の充実に対し財政措置を講じること。

8. マイナンバー制度導入及び運用に係る経費については、個人番号通知書及びマイナンバーカードの交付等も含め、全額を国において措置すること。

特に、システム導入及び改修に係る経費については、国の算定基準に基づく補助対象事業費を超える部分についても、地域の実態に即し確実に財政措置を講じるとともに、独自利用事務等に対する財政措置を講じること。

また、マイナンバーカードの発行数は増加していることから、都市自治体 が行うマイナンバーカードの交付における事務手続きの簡素化を図ること。

- 9. コンビニ交付の導入促進など都市自治体の業務の負担軽減や住民の利便性の向上に資する取り組みについて、適切な財政措置を講じること。
- 10. 情報連携及びセキュリティ対策に係る経費について、継続的かつ十分な財政措置を講じること。
- 11. 情報連携を有効に活用するため、都市自治体の担当職員にとって詳細かつ 使いやすい事務処理要領となるよう更新するなど、技術的支援の充実強化を 図ること。
- 12. マイナンバーカードの制度運用に当たっては、都市自治体に対し、早急な情報提供や十分な協議・調整等を行うとともに、都市自治体の運用実態を踏

まえ、マイナンバーカードと電子証明書の有効期限の統一など、住民の利便 性向上とともに都市自治体の事務的負担の軽減が図られるよう必要な措置を 講じること。

13. デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報保護法の施行に当たっては、条例による運用からの大きな制度変更となることに伴い、現場に混乱の生じることがないよう、適切な情報提供を行うなど、都市自治体の実情に沿った支援を行うこと。

また、個人情報の利活用については、国民の理解が得られるよう、国として解りやすく丁寧に説明すること。

14. 民間事業者における特定個人情報に関する適切な取扱いやセキュリティ対策などについて、国においても周知徹底を図るとともに、十分な支援を講じること。